

真岡市週休2日制工事試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、将来にわたり社会資本の整備及び維持管理を継続していくために必要な中長期的な担い手の確保・育成を図るため、職場環境の改善の取組として実施する週休2日制工事の試行に関する事項を定めるものである。

(発注方式)

第2条 発注方式は、受注者が、契約締結後工事着手日（工期の始期日）までに、発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議した上で取り組む方式（受注者希望型）とする。

(対象工事)

第3条 対象とする週休2日制工事は、受注者希望型とし、次のア～エを除く全ての工事（ただし、営繕工事は除く。）で、受注者が希望し発注者が認める工事とする。

ア 工期が1箇月未満の工事や1箇所あたりの施工期間が短い工事

イ 維持工事等

ウ 緊急対応が必要な工事や早期の工事完成が望まれる工事

エ 製品製作期間が工期の大部分を占める設備工事等

オ 真岡市入札契約審査委員会を対象外とした工事

(週休2日制工事)

第4条 週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態とする。

2 対象期間は、現場着手日（工事着手日（工期の始期日）以降の実際の工事のための準備工事等に着手する日をいう。）から現場完成日（跡片付けは含まない）までの期間とする。なお、年末年始の6日間（12月29日～1月3日）、夏期休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とする期間（受注者の責によらず現場閉所ができない期間等）は含まないものとする。

3 現場閉所とは、現場事務所での書類作成等の事務作業も含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態とする。なお、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上最低限必要な作業は実施してもよいものとする。

4 現場閉所の評価は、以下の各号の状態によるものとする。

(1) 完全週休2日

対象期間において、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を現場閉所した場合とする。

(2) 月単位週休2日

対象期間内の全ての月において、現場閉所率が、28.5%（8日／28日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、対象期間内におけるその月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、28.5%（8日／28日）以上を達成しているものとみなす。

(3) 通期の週休2日

対象期間において、現場閉所率が、28.5%(8日/28日)以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(受注者希望型の協議)

第5条 受注者は、週休2日制工事を希望する場合、第2条に定める工事着手日(工期の始期日)の2日前までに、週休2日制工事の実施に係る協議書(様式第1号)により、計画する現場閉所率を示した上で、発注者に協議するものとする。

2 発注者は、前項の協議に対し、承諾する場合は、工事着手日(工期の始期日)の前日までに、週休2日制工事の実施に係る承諾書(様式第2号)により、受注者に通知するものとする。

3 協議承諾された計画する現場閉所率は、受注者の責によらない場合を除き、変更は認めないこととする。

(週休2日制工事の実施)

第6条 週休2日制工事を実施するにあたり、受注者は、現場着手日までに提出する施工計画書において、別に定める参考様式「休日取得計画書及び実施書」等(現場閉所の計画及び履行実績、現場閉所率実績の記載があるもの)を添付し、現場閉所の計画を監督員に報告する。また、現場閉所の計画を変更する場合は、変更する現場閉所日までに監督員へ報告するものとする。

なお、降雨や降雪等の自然的な事象、その他やむを得ない事情により、作業予定日を休工した場合は、当該作業日を休工日に振り替えることができる。この場合、修正した休日取得計画書及び実施書を、速やかに監督員に提出すること。

(履行実績の確認)

第7条 受注者は、栃木県土木工事共通仕様書に定める履行報告に添付するとともに「休日取得計画書及び実施書」等により状況を監督員へ報告するものとする。また、対象期間の履行実績について記載した「休日取得計画書及び実施書」(参考様式)等を工事完成日までに提出するものとする。

2 発注者は、受注者からの報告に対して日報等の提示を受け、内容に相違ないことを確認するものとする。

(発注者の配慮)

第8条 発注者は、受注者が円滑に週休2日制工事を実施できるように下記の事項に配慮するものとする。

(1) 週休2日制工事の妨げになるような指示等を行わないものとする。

(2) 受注者からの協議等には速やかに対応するものとする。

(3) 余裕期間制度についても積極的に活用するとともに、適切な工期の設定に努めるものとする。なお、受注者の責によらない次に示すような理由により工期の変更が必要な場合は、書面による受発注者協議により、適切な工期の変更を行うものとする。

ア 工程上の条件に変更が生じた場合

イ 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合

ウ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合
(工事成績評定)

第9条 発注者は、受注者の週休2日制工事の取組に対し、現場閉所の履行実績に応じ、下表の加点を行う。

現場閉所の状態	受注者希望型
完全週休2日	3点
月単位週休2日	2点
通期の週休2日	1点
通期の週休2日未満	加点無し

※1 加点は主任監督員の評価項目「創意工夫」で行う。成績評定における得点割合は0.4であるため、工事成績評定の加点は0.4を乗じた点数となる。

※2 受注者希望型の場合の加点は、第5条の規定に基づき、週休2日制工事の実施に係る協議書(様式第1号)で示した、計画する現場閉所率の履行実績を上回った場合のみ、計画する現場閉所率に応じた加点を行う。

(経費の補正)

第10条 経費の補正は、現場閉所の履行実績に応じ、栃木県県土整備部週休2日制工事実施要領(平成30年10月10日施行)(以下、「県実施要領」という。)第12条第1項に基づく、(2)受注者希望型に示すと通りの補正係数を乗じた補正を行うものとする。

2 市場単価方式及び土木工事標準単価方式における経費の補正は、現場閉所の履行実績に応じ、県実施要領別表1、別表2及び別表3に示すと通りの補正係数を乗じた補正を行うものとする。ただし、通期の週休2日未満の場合は補正しない。

3 見積徴収時には、補正が重複しないよう留意するものとする。

(その他)

第11条 その他必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和2年4月1日以降に入札公告又は指名通知するものから適用する。

附 則

この要領は、令和2年6月1日以降に入札公告又は指名通知するものから適用する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日以降に入札公告又は指名通知するものから適用する。

ただし、この要領による改正後の真岡市週休2日制工事試行要領第10条第2項の規定は、令和3年10月10日以降の起工何から適用する。

附 則

この要領は、令和6年6月1日以降に入札公告又は指名通知するものから適用する。

ただし、この要領による改正後の真岡市週休2日制工事試行要領第10条第2項の規定は、令和4年10月10日以降の起工何から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和7年4月1日以降に入札公告又は指名通知するものから適用する。
- 2 1による改正前の要領に基づき工事を施工している受注者による当該工事の経費の補正及び工事成績評定については、なお従前の例による。

(様式第 1 号)

週休 2 日制工事の実施に係る協議書

年 月 日

真岡市長 様

所在地
商号又は名称
代表者の氏名

真岡市週休 2 日制工事試行要領第 2 条に基づき、下記工事の週休 2 日制の実施について希望したく協議します。

記

工 事 名	
工 事 箇 所	
契約年月日	年 月 日
請 負 額	¥
工 期	着手 年 月 日 完成 年 月 日
計画する現場閉所率 ※1. ~3. のいずれかを選択	1. 完全週休 2 日 2. 月単位週休 2 日 3. 通期の週休 2 日

(様式第2号)

週休2日制工事の実施に係る承諾書

年 月 日

(受注者名) 様

真岡市長

年 月 日付けで協議のあった下記工事の週休2日制の実施について承諾
します。

記

工 事 名	
工 事 箇 所	
契約年月日	年 月 日
請 負 額	¥
工 期	着手 年 月 日 完成 年 月 日
計画する現場閉所率 ※1. ~3. のいずれかを選択	1. 完全週休2日 2. 月単位週休2日 3. 通期週休2日

<週休2日制工事対象期間のイメージ>

